

新 旧 対
新

高知県行政書士及び行政書士法人に対する処分基準及び処分手続に関する要綱

別表

1 行政書士に対する懲戒処分の基準

違反行為等	懲戒処分の種類
1 法第1条の <u>3</u> 第2項又は第1条の <u>4</u> 第1項ただし書の規定に違反して他の法律において制限されている業務を行うこと。	業務の停止又は戒告
2 法第8条第2項の規定に違反して同条第1項の事務所を2以上設けること。	業務の停止又は戒告
3 法第9条の規定に違反して同条第1項の帳簿を備え付けず、又は2年間保存しないこと。	業務の停止又は戒告
4 第10条の規定に違反して行政書士の信用又は品位を害するような行為をすること。	業務の禁止、業務の停止又は戒告
5 法第10条の2第1項の規定に違反して同項の規定による報酬の額を掲示しないこと。	業務の停止又は戒告
6 法第11条の規定に違反して正当な事由が	業務の停止又は戒告

照 表
旧

高知県行政書士及び行政書士法人に対する処分基準及び処分手続に関する要綱

別表

1 行政書士に対する懲戒処分の基準

違反行為等	懲戒処分の種類
1 法第1条の <u>2</u> 第2項又は第1条の <u>3</u> ただし書の規定に違反して他の法律において制限されている業務を行うこと。	業務の停止又は戒告
2 法第8条第2項の規定に違反して同条第1項の事務所を2以上設けること。	業務の停止又は戒告
3 法第9条の規定に違反して同条第1項の帳簿を備え付けず、又は2年間保存しないこと。	業務の停止又は戒告
4 法第10条の規定に違反して <u>誠実にその業務を行わず、又は行政書士の信用又は品位を害するような行為をすること。</u>	業務の禁止、業務の停止又は戒告
5 法第10条の2第1項の規定に違反して同項の規定による報酬の額を掲示しないこと。	業務の停止又は戒告
6 法第11条の規定に違反して正当な事由が	業務の停止又は戒告

なく依頼を拒むこと。		なく依頼を拒むこと。	
7 法第12条の規定に違反して正当な事由なく業務上知り得た秘密を漏らすこと。	業務の禁止、業務の停止又は戒告	7 法第12条の規定に違反して正当な事由なく業務上知り得た秘密を漏らすこと。	業務の禁止、業務の停止又は戒告
8 法第14条に規定する行政書士にふさわしくない重大な非行があったこと。	業務の禁止、業務の停止又は戒告	8 法第14条に規定する行政書士にふさわしくない重大な非行があったこと。	業務の禁止、業務の停止又は戒告
9 1から8までに掲げるもののほか、法令違反で悪質なものをすること。	業務の停止又は戒告	9 1から8までに掲げるもののほか、法令違反で悪質なものをすること。	業務の停止又は戒告

2 行政書士法人に対する懲戒処分の基準

違反行為等	懲戒処分の種類	違反行為等	懲戒処分の種類
1 法第13条の5第1項の規定に違反して社員が行政書士でないこと。	業務の停止又は戒告	1 法第13条の5第1項の規定に違反して社員が行政書士でないこと。	業務の停止又は戒告
2 法第13条の6ただし書の規定に違反して法令上制限がある業務を行うこと。	業務の停止又は戒告	2 法第13条の6ただし書の規定に違反して法令上制限がある業務を行うこと。	業務の停止又は戒告
3 法第13条の14の規定に違反して同条に規定する社員を常駐させないこと。	業務の停止又は戒告	3 法第13条の14の規定に違反して同条に規定する社員を常駐させないこと。	業務の停止又は戒告
4 法第13条の15の規定に違反して同条に規定する特定社員が常駐していない事務所において特定業務を取り扱うこと。	業務の停止又は戒告	4 法第13条の15の規定に違反して同条に規定する特定社員が常駐していない事務所において特定業務を取り扱うこと。	業務の停止又は戒告
5 法第13条の17の規定において準用する法第9条の規定に違反して同条第1項の帳簿を備え付けず、又は2年間保存しないこと	業務の停止又は戒告	5 法第13条の17の規定において準用する法第9条の規定に違反して <u>他の法律において制限されている業務</u> を行うこと。	業務の停止又は戒告

6	法第13条の17の規定において準用する法第10条の規定に違反して行政書士の信用又は品位を害するような行為をすること。	解散、業務の停止又は戒告	6	法第13条の17の規定において準用する法第10条の規定に違反して <u>誠実にその業務を行わず、又は行政書士の信用又は品位を害</u> するような行為をすること。	解散、業務の停止又は戒告
7	法第13条の17の規定において準用する法第10条の2第1項の規定に違反して同項の規定による報酬の額を掲示しないこと。	業務の停止又は戒告	7	法第13条の17の規定において準用する法第10条の2第1項の規定に違反して同項の規定による報酬の額を掲示しないこと。	業務の停止又は戒告
8	法第13条の17の規定において準用する法第11条の規定に違反して正当な事由がなく依頼を拒むこと。	業務の停止又は戒告	8	法第13条の17の規定において準用する法第11条の規定に違反して正当な事由がなく依頼を拒むこと。	業務の停止又は戒告
9	法第14条の2第1項又は第2項の規定により運営が著しく不当であると認められること。	解散、業務の停止又は戒告	9	法第14条の2第1項又は第2項の規定により運営が著しく不当であると認められること。	解散、業務の停止又は戒告
10	1から9までに掲げるもののほか、法令違反で悪質なものをすること。	業務の停止又は戒告	10	1から9までに掲げるもののほか、法令違反で悪質なものをすること。	業務の停止又は戒告

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。